



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後憲法と職能自治
Author(s)	和田, 英夫; WADA, H.
Citation	法経會論叢, 14, 26-48
Issue Date	1955-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10753
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p26-48.pdf



戦後憲法と職能自治

和田英夫

一 序 説

今日、ひとが民主主義を語る場合、少くともこれを政治機構論の問題としてみると、そこでは、いわゆる議院政治の原則が、殆んど暗黙の前提とされていることが認められる。事実、われわれの憲法でも、このことを当然のこととしてしているとみてよい。

しかし、民主政治に対して広く抱かれているこうした前提じだが、実はよく考えてみると、必ずしも正確とはいえない。それは、今日の問題としてそうだけではない。あの第一次大戦後からファシズムの擡頭期にかけて喧伝された民主主義の、あるいは議院主義の、「危機」のときは、はるかに広範な普遍的な問題として論議されたことなのであつた。そして、この場合の「議院政治」が、「政治的」民主主義 (Political Democracy) の原理にたつことも明らかであつた。ところで、この「政治的」民主主義は、その代表選出の原理として、いわゆる「地域代表」 (Regional representative) の方式をとつていることは、例えばわが国の公職選挙法における選挙区制度を指摘するまでもなく、明らかである。

そこで、いつたい「政治的」民主主義の方式ないしは「国民代表制」が、政治機構の意味でのわれわれの民主主義の方法論として、唯一のものだろうか、という疑問が、すでに今次大戦以前にも提起されていたのは、このゆえなのであつた。つまり、それは、つぎの前提条件が充足されることによつて、その成功を維持しうるのであつた。すなわち、代表者ないし治者と、被代表者ないし被治者とが同質性

をもつということであり、人間の意思は他の者によつて、代表されることが可能であり、かつそのもつている価値には相互に差別は存しないという条件である。そこから、代表者の選出には、まず有権者の居住する地域を単位としてなす地域代表の原理がとられ、そして、このような代表者によつて構成される代議体が主権を行使することを認められたのである。

ところで、右の前提条件は今日、満足されているだろうか。劃一的な地域代表の原理は、正しい意味において国民代表の機能を果たしたであろうか。こうした疑問に対しては、しかし、むしろ消極的解答が寄せられ、そして、何らかの別の原理が代置ないし補充せられることを主張したことに、問題があつた。すなわち、それは、「経済的」民主主義 ("Economic" democracy) としての職能代表 (Functional Representation, Berufsständischen Vertretung) なのである。それはすでに、第一次大戦後における、近代議会議主義の危機の克服の原理として、諸社会学者——例えば、後にみられる Cohe (Social Theory 1920) Duguit (Traite de Droit Constitutionnel, Tome II, 1923) ——から提唱されていた。そうして、一九一八年のワイマール憲法第一六五条において、明文化されるに及び、この原理の実効性が、いわば「実験」されることとなつたのだが、程なくナチ・ファッシズム体制によつてこの憲法が扼殺され、あえない最後をとげざるをえなかつたことは、われわれの記憶に新たなところである。

では、問題は、このような「実験」をもつて、最終的に落着——職能代表制の原理的否定として——したのであるか。われわれが、第二次大戦後における若干の国で、何らかの程度における、職能代表制の採択された事実をみるならば、必ずしもそう論定しえないであろう。のみならず、原理論的にみても、政治的民主主義と経済的民主主義の二者、択一、ないしは——そこまではいえないとしても、少くとも——調整、という、恐らく今世紀のわれわれの当面する最も大きな、最も困難な課題の一つは、依然としてその根本的解決をみないままで残されているからである。そこには、憲法のより、実質的な民主化をめぐる政治、行政上の問題と、これに關聯する全國民経済的な組織的編制の問題とが、複雑に入りこんできているのである。

このような観点からでもあろうか、アメリカ政治学会一九五一年の年次大会で、討論報告者の一人たるノートル・ダム大学のヘルメンス教授 (Prof. Hermens, University of Notre Dame) が、「第二次大戦後の職能自治」(Functional Autonomy after World War II) のテー

マのもとに、戦後のヨーロッパの、とくにフランスその他における経済会議や職能代表の問題について、一論稿をよせているのである。わたくしは、以下において、この種の問題が、一方で、制度原理的な重要性をなお多く包蔵しているという意味で、他方でまた、わが憲法がその参議院の全国選挙議員制を採用したことにかんがみ、このヘルメンス教授の所説を中心に、戦後ヨーロッパ、とくにフランスにおける職能代表制度の(1)実態を紹介しながら、問題点を指摘したい。そして、そのさい、あのワイマール憲法における国家経済会議(Reichswirtschaftsrat)の構想が、どうして生れてき、どうして消えたのだろうか、という問題をも顧み、同時に、これに関連して職能代表制一般に内在する本質と限界にも少しばかりふれてみたい。

(1) これらについて、例えば、H. Finer, *The Future of Government* (1946), pp. 142—143. をはじめ、ほとんどあらゆる政治学者ないし公法学者が論ずるところである。

(2) *Constitutions and Constitutional Trends since World War II*, (1951) の所収論文。

(3) 「公法研究」(一〇号)は、「参議院の存在理由」に関する特輯をしたが、とくに、同誌上で職能代表制の問題と関わらしたものに、佐藤立夫「参議院は如何にあるべきか」があるが、同教授には、別に「職能代表制度論」がある。

(4) 小林巳智次教授も、多年にわたり農業代表制に关する研究をなされているが、これについては、なおより基礎論的な職能代表の問題を追求された。とくに、その「フランスに於ける職能代表の諸傾向」(法経会論叢第四輯)は、J. B. Gressaye, *La Représentation professionnelle et Corporative, Archives de Philosophie du droit et de Sociologie juridique* (1934, Nos. 3—4) を紹介されたもの(ビュテヒギーヤラヤホルツ (Lavergne, *Le Gouvernement des Démocraties modernes—La nécessité du double suffrage Universel: Suffrage indiviside et suffrage social*, 2 Tome.) の所論とともに)、フランスにおける職能代表論に关する貴重な文献の、わが国への寄与であつた。なお、教授の職能代表論に关する研究は、右の論文のほか、「職能代表是非」「議、会に於ける農業代表」の論稿が、その著書「二つの乳房」に収められている。

二、戦後ヨーロッパにおける職能代表

——とくにフランスの経済会議を中心に——

戦後のヨーロッパ諸憲法に現われた職能代表制度のもつ意味は、どこにあつたらうか。その原理的な反省についてはあとでふれるとして、それが依然として、フアイナーのいわゆる「民主的立法府の改善方策のための提案と工夫の問題 (proposals and Devices for improving democratic Legislatures)」であり、また、フリードリヒとのいわゆる「普通の利益の観点からみでの政治代表制の退化」(Die Entartung der Politischen Vertretung vom Standpunkt des Allgemeininteresses) という認識にたつた、新らしい克服方式への模索にあることは間違いない。しかし、それは、たとえ、実定憲法上の根拠づけをえたとしても、はたして期待された成果を發揮しつつあるだらうか。われわれはここで、一九四六年のフランス憲法において登場した経済会議にかんするヘルメンス教授の報告によつて、その実態をみよう。

ところで、現在のフランスの経済会議 (Le Conseil économique) は、実は、新憲法によつて突如として創設されたものではない。実質的には、一九二五年一月一六日の大統領令によつて創設され、その後一九三六年三月一九日の法律によつて、より広範な基礎の上に設置されたところの、国家経済会議 (Conseil Nationale économique) を承継するものだといえよう。⁽³⁾ さきの国家経済会議が何ら憲法上の根拠をもたなかつたことは、制度上の根本的な欠陥であつて、そのため確固たる權威をもたず、ために立法過程にも有機的な接触を保ちえなかつたことが指摘されていた。新憲法二五条は、こうした欠陥を救済しようとするもので、そこには経済会議の権限についてつぎのような規定がある。

第二五条二項「経済会議の原則は、法律でこれを定める」(一九四六年一〇月二七日の Conseil Economique, Loi numéro 46---2384 がそれである)。経済会議は、その管轄に属する法律案及び法律の提案を審議して、意見を具申する、この法案 (projets et propositions) は国民会議で討議されるに先立ち、国民議會により、経済會議にこれを提出するものとする。」

同条三項「経済會議は、また、内閣から諮問を受けることができる。人の完全雇傭および物的資源の合理的利用を目的とする国民経済計画の作成については、必ず経済會議に諮問しなければならない。」

ところで、右の二項後段の文言の確定については、経済會議の性格をめぐつて、若干の論争が展開された。⁽⁴⁾ すなわち極左派は、一般に中央組織団体を代表することき専門技術的な顧問會議を期待していたし、人民共和運動派 (M・R・P) はいわゆる「産業議會」を欲

し、そして——他の多くもそうであつたが——「経済的・社会的民主主義」とか「産業自治」とかの名称を好んだ。これらの目標は、しかし、経済会議の構成をば、地域的ならびに全国的代表の機能をもたらしめるよう措置すれば、達せられるはずであつた。かくして、ほぼ左派の見解が支配的となり、議員構成がむしろ労働者に傾いていることは、フランス憲法そのものの性格や制定経過からも推知しえよう。一九五一年三月二〇日の法律は議員一六九名を、つぎの一〇の主要な分類にわかっている。⁽⁶⁾

- (1) 俸給労働者選定議員四五 (45 représentants du travail salarié) すなわち、職工、被傭者、官吏、技師や幹部から選出された代表議員である。
- (2) 工業、商業、製造業等の経営者代表四〇 (40 représentants des entreprises industrielles, commerciales et artisales) その内訳は
 - (a) 工業企業者代表議員二〇 (このうちも国家企業代表六、私的工業企業代表一四)、
 - (b) 商業企業者代表議員一〇、
 - (c) 製造業企業者代表一〇である。
- (3) 農業団体代表議員三五 (35 représentants des organisations agricoles)
- (4) 生産協同組合、消費協同組合、農業協同組合の代表議員九 (9 représentants des coopératives de production, de consommation et agricoles)
- (5) 海外の県と領土の代表議員一五 (15 représentants des départements et territoires d'outremer)
- (6) 経済、科学および知的労働者の分野における「フランス人の思想の代表議員」八 (8 "représentants de la Pensée Française")
- (7) 家族および居住者同盟の代表議員九 (9 représentants des associations familiales et de l'habitat)
- (8) 再建期間中における被災者連合の代表議員二二 (22 délégués des Fédérations d'associations de sinistrés)
- (9) 貯蓄一、不動産一、遊覧活動一、輸出一の代表議員四 (4 représentants de l'épargne (1), de la propriété bâtie (1), des activités touristiques (1) et exportatrices (1)).
- (10) 中産階級代表議員二 (2 représentants des classes moyennes.)

さて、フランス憲法第二五条で規定された経済会議の機能内容を、その条文から分析すると、つぎの四に要約することができる。

その第一は、国民議会 (Assemblée Nationale) が、予算および国際的会議を除き、経済ならびに社会政策に関する諸問題に関して、経済会議に協議することである。第二に、同様な問題に関して、政府が、経済会議にその助言を求めることである。すなわち、経済会議が

その立法に關して協議をうけた法律や国家的計画について、これを遂行せんとする命令を發する場合には、必ず經濟會議の助言を求めなければならぬのである。第三に、經濟會議はみづから進んで、その一般の管轄に屬する諸問題を調査し検討することができる。第四に、經濟會議は政黨の要求に応じ、かつ、關係閣僚の需めに応じて、經濟的ならびに社会的紛争の裁定者となることがある。

このような機能の分析からして知られることは、ともかくこの經濟會議の任務が、從屬的・諮詢的・問的な性格のものであるということである。その助言が以前に比べて効果的となつたことも注意しなければならぬ。また、經濟會議の「助言と具申」(avis et rapports)の記録は官報 (Journal officiel) の一部として公刊され、そして、國民議會および共和国參事院 (Conseil de la République) の全議員に配布される。國民議會の各委員会の開会毎に、經濟會議の報告者がその意見をのべるものとされておられ、また、國民議會でも發言することができ。なお、經濟會議の討議の全記録はフランス第四共和国の他の三つの議會——國民議會 (Assemblée nationale)、共和国參事院 (Conseil de République)、フランス連合議會 (Assemblée de l'Union Française) ——の討議と同様な形式で公刊される。

ところで、新しい憲法のもとで設置をみたこのような經濟會議の機構は、その設立以來、實際の面でどのような有効な役割を果してきたであろうか。少くとも現在のところ、もしひとが、まれに無条件の讚美をよせようとするならば、まづレオン・デュオーの文章をみるべきであろうし、⁽¹⁾ 他方また、その編集者序文でつぎのようにのべた、一九四八年七・八月等の雑誌「ポリテイク」(Politique)の論文をみれば最もよく明瞭であろう、とヘルメンスはいう。この「ポリテイク」誌の論文は、現在まで利用しうる限りでの最もすぐれた批判的評価を示すものだといわれるが、その序文には、「その設置当初においては經濟會議は好意を以て迎えられたが、いまや急速に、それはわれわれを失望せしめるにいたつたのであり、若干の人々はやがてそれが消失してしまうのではないかと、あるいは他の會議体が併合されてしまうのではないかと、とか予言している有様である」とのべているのである。この評言は、新しいこのフランスの經濟會議の評価について極めて否定的であり、その将来における運命についてもまた極めて悲觀的である。それは、しかば、いかなる根拠に基づいてそういえるのだろうか。その具体的問題点はどこにあるのか。さらに、そこに、露呈される悲觀的な諸要素は、何らかの改善等を講ずることによつて、克服できないものだろうか。つぎに、簡単に、これらの点について考えてみよう。

さて、現在の經濟會議について批判されるべき第一の点は、それがその権限に屬する専門技術的助言を与えようとはしないで、むしろ

とかくすると、いわば「共和国の第四院」たらんとすることに汲々たる状態にある、ということであり、すなわち、換言すれば、それは、その機関および手続において、他の三つの議會すなわち國民議會、共和国參事院、フランス連合議會に類似したものを意図しているように思えるのである。ここから、經濟會議は不可避免的に党派的に行動し、その會議の構成グループをつうじて、自己の見解の公表を確保しようとする試みがちになる。そしてこれこそ、かつて以前の國家經濟會議の事務總長であつたヂオルヂユ・カアエン・サルヴァドル (Georges Calen-Salvador) が現在、在の經濟會議の設置まえに、警告を發したところの一つの發展方向なのであつた。實際問題として、そこに期待されていたことは、この新しい經濟會議の仕事が、それ以前の國家經濟會議の仕事と同様に、大衆を攪亂させるような影響を与えることなく、主として委員会内部で仕事の処理がなされることなのであつた。ところが、現在の經濟會議は、全くこうした警告を無視したのであるというのである。その実状はこうである。この會議は、議會が開廷されている期間のあいだ、二週間毎に、各々二日ないし、三日にわたり、總會として開催される。このようにして、經濟會議にもいわば政党的な雄弁を弄する機会が、充分にひらかれることとなるわけである。例えば、實際問題として、つぎのような事實があつた。一九四八年三月一〇日、協同組合の代表者たるガウセル (Gausser) 議員は政府の經濟政策に関して報告するところがあつた。彼は「マイエル計画」(Plan Mavel) なるものを提出したのであるが、これは、經濟政策の解放を準備し、そして、この国における、いわゆる「インフレの間隙」なるものを終結するため課稅政策に依存するものであつた。彼の報告書に続いて、經濟會議における数少い經濟學者の一人たるモーリス・ビイエ (Maurice Bye) 教授の宣言がなされた。そこでビイエ教授は、「經濟會議は自己に提出された具体的な諸提案に関する意見提出の本来の仕事から荒々しくも放れ、全般にわたつて政府の政策を非難することに乗りだしたのであり、冷静な正確な専門家の批判はそこにはなく、むしろ、感情的なものが強くみられる」と注意したのである。ビイエ教授のこの宣言は圧倒的な多数決で否決され、議論は沸騰した。⁽⁵⁾一九四八年三月一日の「ル・モンド紙」(Le Monde) は、このことをつぎのように報じたのである。「昨一〇日の經濟會議はとくに荒れ、それは、人々が専門的諸問題に専念しているものと信じている。あの本来の會議に殆んど値しないものであつた。と同時に、混乱が極めて大きかつたので、ブルース副議長 (Vice-President Brouse) のならず餘が幾度も繰返されたのが、それでも到底靜肅を取りもどすことに成功しなかつた。」

つぎに、経済会議に対してなされる第二の批判は、右の第一のそれと関連しているが、それは、この会議の議員がみづからのことば、自己を選出した職業的集團の代弁者と考へ、むしろ、一般的福祉の希求に努力すべき本来の分野における實際的専門的体験を有する人間であるとの自覚が、彼らに欠けている、ということである。確かに彼らは罷免^{リコール}されることはありえないけれども、しかし、誰によつて任命され、また誰によつて彼らが半期間の議員の地位の指名をうけるかを知っている。このため、彼らはとかくすると、その職業集團の幹部が意のままに操縦しうる自動人形の如く行動し易くなり、彼らの経済会議における演説は、その専門的知識によつてその影響を与えるものとは評価されず、むしろ、広くその見解を公衆に向つて発表する機関であるとされてくるのである。そして、労働総同盟 (Confederation générale du Travail) の議員として経済会議に議席をもつ共産党は、こうした絶好の宣伝の機会を決して見失わず、対外政策の諸問題をとりいれたその政治演説をなすのである。

第三の点として、経済会議が政治的結託をなす傾向のあることが批判される。つまり、委員会も経済全体会議も最も利害関係の多いグループの見解に従い易いのであり、また他のあらゆる集團も同様な「儀礼」を報酬として期待する。このような制度は、ついにその一集團が他の集團の明らかな犠牲において、その要求をなすまでにいたるのである。むしろ、あらゆるグループは、かような要求をなさないようなタクトを心得てはきているし、その結果、サンタクロース的な雰囲気支配している。そして、望ましくならぬ決定は国民議會の方に任されていることも事実である。

第四に、経済會議の總會は余りに屢々多数決、投票によつて決定されざるをえないのである。これは政治的議會にあつては自然な手続である。だが、この経済會議にあつては、必ずしも問題は同日に談じえない。つまり、経済會議が政府や国民議會に対してなす「助言」とか、経済會議が自発的に採択する、「決議」とかの、いわば、道德的權威は、その決定の結果よりも全くそこに提出された議論そのものの強さに依存するのだから、多数と少数との間の量的關係は（それは人為的な關係ではあるが）、そうなると、ここでは殆んど適用されえないものとなるのである。

さて、このような経済會議をめぐる制度上、運営上の欠陥に対しては、各指導者からさまざまな改革案が提出されている。ここではヘルメンス教授の指摘するところに従つて検討することにする。

その第一は、小数の議員を有する常設の中央委員会の設置で、これにある程度總會の代行をさせるといふ案である。この中央委員会は大衆一般の討議にさらされないで、むしろ政党的宣伝の陥穽にかかるのを避け、そして政府や国民会議および共和国参事院と密接な連絡を保つには、より、適當しているであろう。しかし、この提案に対しては、賛否両論が行われている。すなわち、この案によつては二種類の經濟會議の議員が作られることになり、しかもこの中央委員会に所屬していない人々は、それに所屬している人々よりも勢力がないこととなるし、そして委員会が大きくないならば、この會議の構成も職能代表的性格をもたぬこととなるだろう、となす反対がだされてきた。例えば、前述したモーリス・ビーエは、かかる理由からして反対論を唱える一人であり、これに対して、デョルヂュ・カアエン・サマヴアドルやレオン・ヂュオー (Léon Jouhaux) はこの提案を支持している。

第二に、この經濟會議の委員会の制度の改正も充分に考慮に値しよう。現在の經濟會議は、さきもふれたように、以前の「國家經濟會議」における制度に倣つたものであり、そこでは議員がその議員数に應じ各利益集団に分配されるという方式をとつていた。ところで、このような比、例、代表主義的原理は、政治的議會にあつては自然ではあるけれども、専門技術的な助言の責務を負う機關にあつては満足しうべきものではないのである。例えば、現在の制度のもとでは、農業委員二四名のうち僅か八名しか農業そのものには關係していないのであり、他の一六名は農業問題について殆んど何らの専門的な意見をのべる能力をもつていない。それゆゑ、議員の多くはあらゆる場合、当該職域から選出される人々と公正な専門家とから構成されなければならないのであり、そしてこの専門家の数は、ともかく、「フランス人の思想」(Pensée Française) を代表する議員に、現在その通れ場を見いだした、八名の小数の人々よりも著しく多数にのぼるべきである。例えば、アカデミツクな經濟学者は、もし彼が經濟の現實に理解を有する人であるならば、經濟的利益集団を典型的に代表する人よりも、經濟・社會問題については遙かに立派な専門家なのである。さきにもふれたあのドイツの「國家經濟會議」(Reichswirtschaftsrat) において、多くの組織的事業が完成された理由は、ルドウイヒ・ハイデ教授 (Prof. Ludwig Heyde) の「とき学者の創意が与つて力があつたことを想うべきである。なお、政府側の専門家も援助を乞はるべきであり、かくして、これらの専門家との協力によつてはじめて、新しい經濟會議は公共政策の形成に接觸することが可能となるのである。ただ、これら専門家の意見が一致しない場合には——通常みられることだが——そこでの小數意見が完全に報告されるべきであり、それらの諸意見の二者択一についての選択はと

もかく国民会議のなかでなされなければならない。

第三に、他の改革案をみよう。それは、一方で、経済会議と、他方で、国民議會、共和国参事院および政府とのあいだの連絡、調整、に関する提案である。この分野においては、憲法および一〇月二七日の法律によつて明文規定があるのだが、實際問題としては、そこで提示されている可能性は、無視されてきたのである。その内容はほぼつぎのようである。

まづ国民會議の委員会は、その報告書をこれに対応する経済會議の委員会に定期的に送付する。また、国民議會で読みあげられるべき経済會議の意見は、その手段方案について論議するところの条項は、極めて重大であると考えられる。国民議會は、その審議に加わるために、経済會議の報告者を召喚する。また、経済會議の報告書が少くとも国民議會の委員会によつて、論議されうるだけの時間的余裕が与えられねばならぬ。かつ、政府は適当な日時までに、経済會議の提出した意見書、とくに、その「決議」に対していかなる注意を払つたかに関し、通告しなければならないが、時には通告しないこともできる。

その他にも大小さまざまな改革案が提案されてもいるが、ともかく、現在の経済會議の運営実態から考えて、結論的にいえば、それには推賞に値するところは殆んどみられず、むしろ、非難の対象とさえなる状態であつて、いまや大抵の人々を失望させている、とヘルメンスはいう。かりに、この會議にとるべき長所ありとすれば、それは同會議によつて公刊される報告書であろう。この報告書は優れたものも然らざるものもあるが、優れた報告も、そうでないものと同様に、無視され易いという事実が注意されるべきである。政府はめつたに經濟會議に対してその助言を求めない。國民會議は時折その助言を求めすが、しかし、そたは審議の遅延の目的でこれをなす場合もないわけではない。また、その會議の提出したいかなる報告書も、その質ないし政治的反響の点で、例えばイギリスの著名な王室委員会 (Royal Commissions) のそれに類似する程の有名なものはだしていない。けだし、この王室委員会は、この種のいかなる會議よりも、經濟會議の助言的機能を遂行しうる点では優れていたのである。

むしろ、これによつて經濟會議が多くの長所をもつてゐることを否定するのは早計である。例えば、經濟會議がもつ専門的な長所の一つは、カーエン・サルバドル博士によれば、政府、各省に、加えられる、統一的、効果、という問題である。一般的にいって、政府各省は、それぞれの關係諸団体の利益と、自己を一体化したくなるという傾向をもつ、——農務省は農業者の利益を、労働省は労働者の利益を擁護すると

いうように。しかるに、経済会議にあつては、これらのあらゆる団体は相互に面と面をつき合せているのであり、すなわち、そこでは、例えば、消費者代表というものがあり、このような代表は内閣組織のもとは看過されているが、その利益は、同種の特定の生産者集団のそれよりも、むしろ社会一般の福祉と一致することがより、多々あるのである。そして、こうした経済会議のごとき集会によつてこそ、特定の見地にたつ狭い利害関係は、より一般的なそれらにまで止揚されることとなるだろう。しかし、かような方針に沿つて多くのことがなしとげられたことを殆どの人は言いたがらない。というのは、実際問題として、あの以前の国民経済会議の方が——そこでは政府各省からの官吏が参加して運営されていたが——この種の課題を解決するには、現在の経済会議よりも組織の面で優れていたからである。経済会議はすでに指摘したように、一般公開の討議という事実のために、特定集団の代表者をして何らか共通な地盤を見いだそうとする重大な努力を払わずに、ただ自己の狭い特定の利害の見地を声明し、かつ再声明せしめるという事態を現出している。しかし、この点については、われわれはいろいろな集団とくに労働者と雇傭者の議員代表の間の個人的接触に基礎をおきたい、いんぎん、な雰囲気が形成されるということに言及しておきたい。けだし、この雰囲気は、王宮 (Palais Royal) における集会の醸しだすあの威厳のある環境が与えるところの莊重な背景のもとに、共通の会議の議員によつて可能となるからである。これによつて、それぞれ異なる経済的集団を代表する議員間の、よりよき個人的関係が促進されることとなるが、しかし、他面からいへば、それは戦後のフランスにおける労働関係の上にかんがひの影響を与えるとの理由で、必ずしも満足しえない反対論の人もあるといわれる。

以上、われわれは、戦後フランスにおける新しい職能自治の試みとしての経済会議について、ヘルメンスの所説によりながら、その制度・運営を検討したが、少くともその今日のまでの記録から判断して、かような制度こそ、いわゆる政治的会議の欠陥を救済できるとの主張は、いまだ立証されていないといわれざるをえないのではなからうか。経済会議は、ひつきよう、政治的議会の創造物であり、そして、それはできるだけ最善のものを作らんとしたが、同時に、不満の点のあつたことも多い難いのであつた。そしてまた、この経済会議が、立法府の重荷を軽減するにいたつたともいえないし、政治的議会の欠陥を補ういわゆる「経済的政治人」(economic statesman)を出現せしめたとも、いえない。かくて、むしろ、「パリを訪問する人は現在の経済会議を褒め賞める声をきくことは少なく、それはいまや一つの厄介物となつてきたもう一つの新機軸だという評判すら耳にするであろう。」——これが、実は、フランスの経済会議コンセキユエコノミクの今後

おける條約の詳細は、ヘルマンズ教條はのてゝある。

- (1) H. Finer, *The Theory and Practice of Modern Government* (1954), p. 543 et seq.
- (2) C. Friedrich, *Der Verfassungsstaat der Neuzeit* (1953), s. 538 et seq.
- (3) Finer, op. cit., pp. 546—7. だが、この詳細な分析として、G. Cahen—Salvador, “Le Conseil National Economique” in *Revue du Droit Social*, (Sept.—Oct. 1946) があるが、このカヘン・サルバドルは、以前の「および現在の「経済會議」の事務局長 (secrétaire général) である。
なほ、Léon Jouhaux, “Le Rôle du Conseil Economique,” *Revue Française du Travail* (Avr. 1947).
- (4) G. Wright, *The Reshaping of French Democracy* (1948), pp. 240—241
- (5) M. Prélot, *Précis de Droit Constitutionnel* (1953), pp. 567—8.
- (6) L. Jouhaux, op. cit.
- (7) 同氏は「経済會議は「存在せず」といふが、(“Faut-il maintenir le Conseil Economique ?”) のテーマのもとに、アーカンギオ「経済會議と民主主義」(Yves Archambeaud, “Conseil Economique et régime démocratique”) を、ドイヒ「経済會議の現在と将来」(Maurice Byé, “Le Présent et l’avenir du Conseil Economique”) の注目すべき論文がある。
- (8) この會議の報告内容については、*Bulletin du Conseil Economique*, deuxième année, No. 16 (march 10, 1948).
- (9) ここですべてに記しておきたいことは、経済會議の議員の在職期間は三年間とされているが、それは、第一回の會議の構成をいわば実験的なものと考え、第二回以後は、別個な構成を考えていたからであつたとされる。しかし、その後、何ら新たな措置がとられなかつたので、第一回議員はそのまま引続きその法廷の任期を超えて在職している。

しかし、戦後のヨーロッパ諸国における職能自治について語る場合、われわれは、なおフランス以外の諸国をも顧みなければならないだろう。ヘルマンズは、このようにして、つぎに、戦後、多かれ少かれ職能自治の原則を採用した、イタリヤと西ドイツのバイエルンと

さらにオランダにもふれている。われわれも、彼にしたがつて、これらの諸国の事例を一瞥しておこう。

イタリヤ共和国憲法は、フランスのそれとともに、戦後民主憲法の進歩的規定——とくに社会国家の理念、その人権の保障、直接民主制の採用、地方自治、国際主義——を内包しているが、職能自治の問題については、まづ、憲法の「第三章政府第三節補助機関」の文章に規定された第九九条の「経済および労働国民会議」(Consiglio nazionale dell'economia e del lavoro)の条項を検討されるべきである。それは、ヘルメンスによれば、全般的にみて、さきのフランスの経済会議(憲法二五条)と極めて似ているのだが、つぎの二点で異なることが指摘される。その第一は、イタリヤ憲法第九九条では、「労働」(Lavoro)の問題についても、直接に憲法上の保障があるのだが、これに反して、フランス憲法の二五条による経済会議は、すでにのべたように、憲法上は、たんに「経済」の問題を処理する権限を与えられているにすぎない(ただし、法律上は、明文を以て「社会」問題についても言及されている)ということである。その第二は、イタリヤの「経済および労働国民会議」は、立法についても自主的な権利をもつ。すなわち、九九条二項では「会議は、法律でその権能とされた事項および機能につき、両議院および政府の諮問機関である」とあるが、その第三項で「会議は、法律の定める原則にしたがい、およびその制限の範囲内で、法律の発案権を有し、経済的および社会的立法の作製に寄与することができる」と定めている。この九九条を差効させる法案が政府により、一九四九年三月一日、元老院(Senato della Repubblica)に上程されたが、そこでは議員は総計六〇名となっている。ところで、その会議の構成——会議は「専門家および生産部門の代表者で組織される」(九九条一項)——からも容易に推測されるように、困難は、大抵、その議席の分配において生れた。例えば、ローマ商業会議所は、商業会議所からの代表が適切になされているのに反し、国営産業を含めての政府機関の代表者が一七名となつていないことに不満の意を表明している。また、商業会議所はこの会議は国家機関の代表を入れる必要は殆んどないと、示唆しており、かつ、国家機関と商業会議所の平等な代表制を提案しているが、ごときこれである。さらに他の法案には、法律の採択は会議の五分の三の多数決を必要とする、また議長は、首相の申出に基づき、大統領によって任命されるべきである、との規定がある。

会議の討論は非公開であるが、これは、政府側において、会議に対し、かつて憲法制定会議の審議中にみられたよりも熱狂さが少ないということ、法案の提出やその通過の工作において急拠にこれをなすことがないために、評議会が強化されるということを示唆しているよ

うに思われる。ともかく、ここでは、フランスの経済会議の経験しその制度運営にみられる長所や、とりわけ、その短所が、極めて注意深く見守られてきた、と、ヘルメンスはのべるのである。

つぎに、フランス・イタリアの場合とは制度的に——つまり、諮問機関と立法機関との性格上の差異の点で——異なるが、その機能において、フランスの経済会議と類似するバイエルン・ラントの参事院(Der Senat)に言及しておこう。その詳細はバイエルン憲法三四条としい四二条に規定されている。憲法三四条五項には「参事院には社会的・経済的・文化的ならびに州の地方公共団体の代表である」とある。その構成をつぎにみよう。参事院議員の三分の一(六〇名のうちの二二名)は、職業的の団体——(1)農業・林業(二一名)(2)商工業(五名)(3)手工業(五名)——から指名され、残りの三九名は、(4)労働組合(一一名)(5)自由業(四名)(6)協同組合(Coöperativisten)五名(7)宗教団体(五名)(8)福祉団体(Wohlfahrtsorganisation)五名(9)高等学校・大学(Hochschulen und Akademie)三名(10)市町村連合(Gemeinden und Gemeindeverbände)六名となつてゐる。参事院は政府が提出する提案された法律に助言を与えるし、政府は参事院に、予算・憲法改正および国民投票に付さるべき法律を提出しなければならない。参事院は、政府を経由して法案を国会に提出できる。最後に、参事院は一ヶ月以内に、もしくは緊急な手続を要する場合には、一週間以内に、国会を通過した法律に、理由を付した異議を提出することができる。このさい、国会はこの異議に従うべきかどうかを決定するのである。しかも国会のこの決定が、絶対多数の上に基づけられることは要求されないであつて、この点、バイエルン参事院はフランス共和国参事院よりも明らかに弱体である。いなむしろ、いわゆる上院といえるかどうかすら、多少疑問であらう。

バイエルン参事院は、かくして、原則的に、経済集団の上に基づき、第二院の、一ヶ、スである。それは当初大いに一般から好評を博した。その議事手続の威厳は強調され、ドイツ新聞誌上にも、バイエルン参事院を以て政治的議会の特徴である「政党独占」からの回避であると讚美した論説が現われたりした。むしろ、参事院の権限が制限的であること、それは、その見解を、政府や国会の多数との明確な闘争の場合において、強く印象づけることができないことは、銘記すべきである。新憲法下の第一回国会において、たまたま、「キリスト教社会同盟」(C・S・U)は圧倒的多数を掌握していたし、その見解はすべての重要な問題で参事院のそれと一致していた。ところが一九五〇年一月の選挙後の国会では、右のC・S・Uはその過半数を失い、比例代表制議会に典型的にみられるあの政党的細

分化が進展した。しかしなお、最右翼諸政党が提携して過半数を保持し、政府を組織するまでには提携の度は高まらなかつたといえ、かかる過半数の存在は、参事院との重大な闘争の可能的を排除している。さらに、ここで付言しなければならぬことは、農業者として顕著な国にあつては、経済政策に対する闘争は工業国の場合に比して頻繁でないことである。

さて、ヘルメンスは「このバイエルンの参事院の検討からして、そこでは、議會と参事院が、心地よき共存を示していることをみる」という。しかし同時に、そこでは参事院が存在しないとしても、政治運営上、さまで異ならないだろうということも明白である。バイエルンのこの制度を觀察する人々は、この事実を感得するにいたるのである。かくして、ヘルメンスはのべている、「この研究のために、著者がバイエルン参事院に関して、ドイツの経済学者や政治学者に意見をきいたとき、参事院は重要な機関ではない、という点で意見が一致していた。あるものは、参事院がもつと重大な地位を自己自身に対して作りえなかつたことに失望していた」と。

最後に、経済的代表制の検討に関連して、ヘルメンスのとりあげたのは、オランダの場合である。すなわち、ヘルメンス教授の報告によれば、「来るべき数年間のうちに興味ある結果が、新しいオランダの公法的経営組織団体 (Publiekrechtelijke Bedrijforganisatie) から期待されるだろう」といわれているが、それは「社会経済議會」のなかに一つの集約をみたといえよう。しかし、その成果は、これを個人産業に関する限りは、国家産業回復? (NIRA) 下におけるアメリカの体験に、また、「中央社会経済會議」に関する限りは(ただしそこでは最小三〇名、最大四〇名の限られた議員が議會手続の無定見な模倣に対して自己を守るべきこととなつてゐるが) フランスの経済會議に準らえうるものである、と、ヘルメンスはいふ。さて、一般的にいつて、民主的國家は職業的集團を自由に行動させるといふ約束を守るであらうし、そして、結果的には、創設された職業的団体の側においては、有効な共同活動のほんの外見すらをも作るに必要な凝集性がみられないであらう。これに反し、独裁制にあつては、イタリヤ・ファツシズムにおいてみられたように、指導的政黨が全部の統合分子として活動することができるし、ヘルメンスはこの場合には、「いわゆる協同的、制度とは、実はいわゆる文明人の良心が僻見するところの、あの独裁の眞実をカムフラージュするための煙幕であるにすぎないのだ」と鋭くする。

- (1) 以上の事実についての詳細は、つぎの諸論稿が参照される。アルベルト・ペルトリオ「労働の經濟行為、機能、ならびにその組織形態。經濟および労働國民會議」(Milio Bertolio, "L'attività economica, funzioni e forme organizzative del lavoro.

専門技術的問題の解決には、何らの訓練をも受けていない素人だということ、他方で、議会の重荷が過重になつており、その結果、執行府が余りに多くの議会機能を、専ら奪しているということも、強く反省しなければならぬであらう。こうして、いまや、経済議会 (Economic parliament) こそは、立法府の重荷を軽減し、議会にその本質的な仕事を遂行する時間を与えることが期待されている、という主張がなされるのである。

ところで、このような主張は、少くとも理論的に、正しいであらうか。問題は、国家、政党、代表の、根本的な問題にかかわるものであろうが、少くとも、このような主張には、代表は、国家におけるあらゆる利益の反映であると考えられる以上、政党は、決してその意味での代表ではない、という前提があることは注意しなければならない。もし政党が、そのいうところのごときものだとするならば、結果は民主主義ではなくてむしろ無政府とならう。この点で、いわゆる職能代表論者は、比例代表論者と同じように、とかく社会と国家との間の、差異を看過しがちであるという非難は免れがたいところであらう。これらの利害集団を議会のなかに、そのまま機械的に、小規模に再現しようとするのは、まさに、その赤裸々な多様性と相互の敵対性を放置しておくことにならう。しかしながら、国家は、もともと、一体的な統合性たることに、その本質的契機をもつ。われわれはここにおいて、この点を一步のりこえて、国家に不可欠な行動の合致が確立されうるとき一つの原理を発見しなければならないし、しかも民主政治においては、このことは強制ではなく、自発性を基礎としてなされねばならない。ここに社会における機能的分化の性格と国家における権力的統合の課題があり、政党こそはまさにこの課題に応える政治機構的な媒介装置だということにならう。つまり、政党の本質はさまざまな利益集団の相違性の反映にに尽きるのではなく、その相違性を通じての、まさにその調整にあるのであり、そしてその調整の基盤となるのは多数決制度であるといえよう。

ところで、利益代表とその制度化である職能代表制は、本来、さまざまな相対立する諸勢力をそのまま並存しておくだけで、何らこれを超克する方法をば提供しないのがつねである。それは、かえつてその根本的な困難を露わにするため「経済議会」を作れば足りるのである。このような機関は、有機的で自然なものに思われるが、しかし実には、自然発生的に生れるのではないし、政府が存在しないならば生れないものである。それは、通常さききのべたイタリヤ新憲法第九九条に明らかなように、量的な重要性和ともに、質的、な、それも考慮されるべきことを要求している。しかし、この「質」の問題は、何らか客観的な批判規準と無関係には決定されるはずがない。このこ

とは、あたかも中世のギルドの歴史が示すように、職能的集団はより高い政治的権威によつてチェックされない場合、つねに、いわば物理的、中立が、その最終の裁決者であつたことも明らかであろう。

ここでいま、職能的議会が生れ、その議席の分配についても意見の一致をみたと仮定しても、いかにして、その決定を、なすかが依然として問題である。つまり、端的にいえば、およそ全会一致はそこでは例外に属することだろうし、重要問題に関しては殆んどありえないだろう。こうして、多数決原理を用いることは避けえないこととなるが、しかしそのことがこの制度と全く矛盾していることも言うまでもない。かつて、ドイツ・ワイマール憲法下の国家経済会議 (Reichswirtschaftsrat) で、鉄生産産業と鉄消費産業との間の「秤皿」が音楽家代表によつてあがつたという事態が起つたことを、われわれはどう考へるべきだろうか。こうした事態は稀な極めて奇怪なものだろうが、しかし、多数決原理にひそんでいるこうした奇妙な性格はつねに銘記すべきものであるうし、そして職業的議会の権威はそれにそくなわれることとならう。事実、ひとは、そもそも、なぜこのさまざまな経済的利益を代表する人々の集合に対して「議会」などという名称を使用するのを怪しむのである。けだし、そこには殆んど真の討論は何ら存在しえないのだし、政治的議会にみるあの生氣ある原理も欠けているからである。

さて、ここで、われわれは職能代表制のいわば一つの古典的な「実験」であつたワイマール憲法下の「国家経済会議」にふれておこう。ところで、ドイツ・ワイマール憲法下の国家経済会議 (Reichs- Wirtschaftsrat の先駆ともみられるべきものには、かのビスマルクの発案にかかる一八八〇年の「プロシヤ国民経済会議」(Preussischer Volks- Wirtschaftsrat) があげられることもあるが、もとよりそのイデオロギー的根柢において著しく隔るものがあり、それについては、ここではふれない。ところで、一九一九年の共和国革命は、社会主義的民主主義の大きな潮流に捧さすものであり、「国民議会議会か」のテーマをめぐる社会民主党・マックス・コーエン (Max Cohen) と独立社会党のドイミッヒェ (Däumig) との論争における妥協の過程 (前者の勝利に傾いた) において成立したものであつた。しかし、そこで、憲法第一六五条によつて規定された国家経済会議には、いわゆる職能主義は必ずしも充分に反映されてはいず、会議制度の政治的役割への危慮も作用して、その立法への参加に極めて警戒的であつた。それは制度的には、あらゆる重要な職業集団が包括的に、数的比例代表と社会的経済的重要性に応じて、代表されているのであり、さればこそ職能代表の典型に擬せられたのであるが、

しかし、それは権限的には、政治議会と対立し、それに対する第二院として立法に参加すること、職能議会たることは注意深く排除されていた。この点は、起草者たるジンツッハイマー(Sinzheimer)が、国家生活の政治的發展を「唯物化」し、かつ立法機關を複雑化する危険について警告していることから推測できよう。要するにそれは、個々の職業集團の經濟的利益の要望を聴取はするが、しかし少くとも、國民の意思の積極的な代表、機關たりえなかつたのである。それはあくまで經濟的民主主義の原則の上になつ、ハチエック(Hasche)のいわゆる「協調的階級闘争組織」(Organisation des gemeinschaftsverbindenden den Klassenkampfes)なのであつた。ここに、ドイツ・ワイマル憲法そのものの、社会民主主義の本質と限界があつたわけである。

しかし、その運営は極めて多難であつた。とくに对内問題としては、議席分配の問題において、職業なきものや消費者をいかにして代表せしめるか、また各職業団体内部における代表のウェイトをどう調整するか、また、雇傭者と労働者の間の明確な区別の困難や平等性の認定、各職業代表間の利益的不一致による反目などは、避けられぬ、デリケートな課題であつたし、討論や會議にはこれに対する連邦議会の凝視と警戒と敵意が、つねに絶えなかつたのであり、議會は經濟會議に對し、つねにその無限の弱少化を願望してきたのである。このような事態の推移のうちに、民族主義を掲げたナチの進出が、ついに根幹からこの國家經濟會議のイデオロギーを破砕し、その制度を骨ぬきにし、むしろ、復古的な有機體國家觀へ基づく等族國家(Sandstaub)へと変質してしまつたのである。このような過程が、職能主義一般の運命であるかいは別として、少くとも、ワイマル憲法下における國家經濟會議のイデオロギーとその制度、運営に内在していた幾多の問題と欠陥は、なお、戦後の今日にあつても反省されるべきものであろう。

さて、わが國憲法の兩院制(四二条)とくにその參議院(House of Councillors)の構成において、以上のべた職能代表制の構想がどの程度にまで意図されたであろうか。「日本の新憲法」と題する連合國最高司令部の報告書は、この間の事情を知るに好適な資料であるが、そこには、つぎのようにならされている。まづ、「松本草案に對するS.C.A.P.の解答」のなかには、(1)貴族院は廢止されるべく、それに類似したものは決して設置されるべきでないという理由で、一院制議會が支持されたこと、(2)日本側が好んで主張した職能的または組合的、上院には強い反對があつたことが明らかになつたこと、(2)職能的または組合的な上院は非常に賛成されたこと、そして、それは、もし、S.C.A.P.が、こ

の考、え、を、ふ、み、に、じ、ら、な、か、つ、た、ら、恐、ろ、く、規、定、さ、れ、た、で、あ、ろ、う、と、い、う、こ、と、し、か、も、そ、う、し、た、立、論、の、前、提、に、は、「最良の頭脳」「人格高潔の人」を得るために、多くの者が任命によるか、または準任命による上院を希望したという事実があったこと、が明らかにされているのである。この問題は、結局、一方で、憲法第四三條一項「兩議員は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」および憲法第四四條「法の下の平等」「原則の選挙制度への適用」の枠による一定の定型化を免れなかつたけれども、他方で、公職選挙法第一二條（参議院議員における「全国選出議員」）である程度の参議院構成の独自性を保持する、というかたちで、解決されたわけである。したがって、参議院の存在意義、すなわち、その独自性は、その全国選出議員制にあるといえるのであり、すなわち、その全国的選挙地盤は、全国的に有名な文化人や、全国的組織をもつ職能団体の代表をえらぶのに、適当な条件を提供するのである。その限度において、また、そのようなかたちにおいて、職能代表制の原理が、SCAPの反対にもかかわらず、わが参議院の構成に導入されたとみてよい。そうした意味でも、参議院の「政党化」の現象や、また参議院議員の「任命制」への構想が、深く原理的な、職能代表論の立場から、慎重に○判されなければならないであらう。また、この点にかんするわれわれの比較憲法的資料としては、諮問機関的なフランスの経済会議よりも、恐らく立法機関の一院であるバイエルン・ラントの上院が、あげられるべきであらう。

われわれは、いまや、わが国の場合もふくめての、職能代表制の評価を、要約しなければならない。以上、ヘルメンスによつてみた限りでは、職能代表制に対する価値評価が、今日、あまり高くはなかつたことも明らかである。彼の結論的意見は、恐らくは、同教授の多年の専門的研究の一環であつたことにかんがみても、ほぼ、正当にちかひものがある。その要旨はつぎのようである。

職能代表への国民の要求が、政治的議会の危機にして、提出されるには確かに理由がある。しかし、職能代表制にも、以上みたように、やはり、避け難い欠陥があることも確かだつた。とりわけ、それが、「国家と社会」との区別を無視し、たんなる社会的集團の代表のみで政治的問題を解決しうるだろうとの前提そのものに内在するのは、いまや実証的にも、証明されてきている。その制度的な具体化としての比較代表制がその証明をしているともいえよう。そのような投票制度はわれわれをて真の政治的代表制度がそれに打ち勝たねばならないところの、いわば社会の分解力の問題に引きもどす、実際、比較代表制は極めて多くの国々において、とくに第二次大戦の終了後のフランスにおいて、立証済みの政治的分解の条件の一つであつたともいえよう。かような分解の結果の一つは、政党はもはや一國を

わかつ意見の相違の間に、架橋しえなくなつたということがある。それは古き分裂を確認し、新しき分裂を創設し、そして政党制度に悪名を付することによつて、民主主義の本質を危ふくさせている。例えば、ドイツにおいて、等族国家 (Staat) が再び政党国家 (Parteienstaat) に代るべき望ましいものとして讚美されるときには、真空がいま一度現実 (それがいかに望ましくない現実であつても) と対決されることとなる、とヘルメンスはいう。ヘルメンスに従えば、「自然は真空を嫌う」(Natur abhors a vacuum) とのデカルトの言葉は、だいたい物理学においてのみならず、政治学においても真理なのであり、そして、権威の崩壊の後には余りにも容易に専制政治が生れるのであるという。

さて、このようにみてくると、政治的代表制も、職能的代表制も、ともに、もはや今日の政治社会の万能な組織原理ではない以上、われわれには何が残されているのだろうか。ヘルメンス教授は、これに直接には何も語つていない。ただ、わづかに、彼がある程度において、すでにみたように、バイエルン・ラント議会の参事院の構成に、一つのかすかな期待をよせていることが示唆されていた。しかしながら、問題点はここで、つぎのように要約できるのではあるまいか。その第一は、職能代表制の原理をば、立法過程のなかで、どのように、また、どの限度で、採用するか、——いいかえれば、議決的機能としてか、また諮問的機能としてか、そしてまた、その場合の事項的範囲は具体的にいかに定めるか、等の諸問題をば、国家機構および国家作用の全般的な有機的な関連において、実証的に調査、決定すべきであろう。むしろ、この場合に、少くともラキスとケンゼンのつぎの警告を忘れることはゆるされぬ。すなわち、ラキスはいふ、「第二院構成の基礎は、各種の職業的利益たるべきであると主張されるが、しかし、實際問題としては、各種の職業的利益なるものに、適当な比例的評価を与える方法は、現在において存在しない。」と。また、ケンゼルは、民主制の本質を追求しつつ、「議会展民主政は、たしかに改革に迫られており、そしてまた、それは可能である。とくに、職能的組織によつて補強されることは可能ではあるが、しかし、それによつて、代置されうるものではない。」かくして、「もし、名目上、残存する議会展主義の代りに、職能代表制を設置しようとするならば、この理念の現実は、非常にしばしば、解決しがたい困難に逢着することを知るであらう。」したがつて、このことに関連し、依然として、政治的、代表的、制、会、制の原理的価値を、あらためて評価し直さなければならぬことが明らかとなる。これを論ずることとは、いうまでもなく本稿の限界をこえるのであるが、ただ、そこでは、今日の政治的・社会経済的状況のもとにおける「代表」そのも

の具体的・機能的な再検討、政党の編制化の実態分析、輿論の形成過程に関連してのいわゆるプレッシャー・グループ、とくに、特殊な経済利益団体との背後の結合関係などの諸問題が、今後のわれわれに解決を迫るであろうことを指摘するにとどめたい。このようにして、われわれの問題は、究極するところ、職能的代表制原理と、政治的代表的原理との、最も効果的な体系的な採択の仕方、その相互補完的機能の意味のたゞしい認識に帰着するといえるのではなからうか。そして、このことは、たんに理論的問題としてそうだということだけでなく、また更に、われわれの憲法ないし政治体制の問題でもあること、言うをまたないであろう。

- (1) その最近の詳細については、Friedrich, *Der Verfassungsstaat der Neuzeit* (op. cit.) とくは同書のうや "XXII Interessen-gruppen und Wirtschaftsfrö (S. 538 ff.)" や、Finner, *Theory and Practice* (op. cit.) とくは "Proposals and Devices for Improving Democratic Legislatures" (p. 543 et seq.) 又、戦争で有名な Tarnheyden, *Die Berufsstände* (1922) と Herr-fahrt, *Das Problem der Berufständischen Vertretung von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart* (1921) の二者は、理論的、歴史的な代表的労作とされており、これをアメリカ行政学的視角から探究するものに Herring, *Group Representation before Congress* (1929), *Public Administration and the Public Interest* (1936) が代表的なものとしてあげられる。
- (2) 従来の政党が、ほかならぬその唯一の存在理由ともいうべき代表的価値を低下したことに代つて、いまや、その望を摩するにいたらんとしている新しい「社会集団」に、いわゆる「圧力団体」(プレッシャー・グループ)があるが、ロビイングは、その代表的な手段ないし機関であるとされている。すなわち、この Lobby は利益団体が行う政治運動の先手機関であり、そして議院の内外で活動する人々の活動そのものが Lobbying である。今日、アメリカにおけるその活発さは、デイモック (Dimock) が、ロビイストは全国の主要な利益の耳目となつてゐる、とのべたところからも推察しえよう。(この点について、辻清明「社会集団の政治的機能」第三章が参照されるべきである)。
- (3) 例えば、その代表的なものとして、ギルド社会主義者のコールが、真の代表者はつねに特殊的・機能的で、一般的総括的ではなく、また、代表されるべきものは個人ではなくて、団体に共通なる特殊目的である」(Carter, *Social Theory* pp. 106—108) とのべていること、そしてまた、デューギーが、「議会において、国民生活のあらゆる要素の代表を實現しようとするならば、それぞれの個人に対し、それぞれの政党派流の勢力に比例して、選挙されるいわゆる比例代表議会とならんで、職能議会を創設する必要がある」(Duguit, *Traité de Droit Constitutionnel*, Tome II, p. 596) とのべてゐることを指摘しておきたい。

- (4) この点については、前掲タルンハンデンおよびヘルファールトのものほか、Finer, *Representative Government and a Parliament of Industry* や F. Glum, *Selbstverwaltung der Wirtschaft, eine öffentliche Studie, derselbe, Der Reichswirtschaftsrat* (Anschütz u. Thoma, *Handbuch des Deutschen Staatsrechts*. 1Bd. ss, 578—585) など参照。
- (5) 国家学会雑誌・第六五巻第一号・三九頁、四七頁。
- (6) Laski, *Introduction to Politics*, p. 974 et seq.
- (7) Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, s. 47.

(一九五五・八)

(あとがき。本稿の内容の一部は、かつて「公正取引」(一九五四・四号・九号)に発表したものであるが、いろいろな関係で、新稿が間にあわず、結局、前記論文を多く利用したことを、お断りし、御諒恕をたいと思います。)